## 北本市の会議の公開、非公開に係る資料

## 〇北本市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

- 第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執 行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関(以下 「附属機関等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その会議 を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
  - (1) 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
  - (2) 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
  - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。
- 2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 〇北本市附属機関等の会議の公開に関する規則(抜粋)

(公開・非公開の決定)

第2条 附属機関等の会議(以下「会議」という。)の公開又は非公開 の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(会議資料の閲覧)

第5条 会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第7条に規定する情報(以下「非公開情報」という。)が含まれているときは、この限りでない。